

アライド光サービスご利用規約

第 1 条 (総則)

本規約は、アライドテレシス株式会社（以下「当社」という）が、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という）又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という）から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する、光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービス及びインターネット接続サービス（以下「本サービス」という）を利用する契約者（以下「会員」という）に適用されます。

2 本サービスについて本規約に規定のない事項は、「アライド光サービス会員規約」、別途当社が定める「アライド光 IP 通信網サービス契約約款」（以下「IP 約款」という）、「アライド光サービス仕様書」及び「アライド光サービス重要事項説明書」において定める事項が適用されます。

3 本規約は会員に予告なく条項の追加・削除をすることがあります。この場合改訂年月日を付記します。

第 2 条 (規約等への同意)

会員は、本規約、「アライド光サービス会員規約」、IP 約款、「アライド光サービス仕様書」及び「アライド光サービス重要事項説明書」に同意し、本サービスを利用するものとします。

2 本規約又は IP 約款に定める内容と、「アライド光サービス会員規約」に定める内容が異なる場合には、本規約又は IP 約款に定める内容が優先して適用されるものとします。また、本規約は IP 約款第 1 条ただし書きに規定する「別段の合意」となり、本規約に定める内容と、IP 約款に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

3 本規約、「アライド光サービス会員規約」、IP 約款、「アライド光サービス重要事項説明書」に定める内容と、「アライド光サービス仕様書」に定める内容が異なる場合には、「アライド光サービス仕様書」に定める内容が優先して適用されるものとします。

第 3 条 (契約の成立及びサービスの開始日)

本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで、当社が別途定める手続きに従い本サービスへの申し込みをなし、当社が当該利用希望者を本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

2 当社は、会員に対し、本サービスの開始日を当社が適当と判断する方法で通知するものとします。

第 4 条 (利用料金)

本サービスの利用料金は、「アライド光サービス仕様書」において定めるものとします。

第 5 条 (開通の通知)

当社は、会員に対し、本サービスにおける FTTH 回線の開通を郵送にて通知します。

第 6 条 (通信速度)

当社が本サービスに関して定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、会員は了承するものとします。

2 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第 7 条 (端末設備)

会員は、本サービスの利用にあたり、当社が別途指定する端末設備を自らの費用負担により準備するものとします。

2 端末設備は、本サービスにおいて当社が提供するサービスの一部を構成し、その提供条件等は IP 約款第 45 条を含む当社が別に定める規定によるものとします。

第 8 条 (本サービスの変更又は廃止)

当社は、一定の予告期間をもって、当社所定の方法(当社所定の Web サイトに掲載する方法を含みます)にて会員に通知することにより、本サービスの変更又は廃止をすることがあります。

2 当社は、前項による本サービスの変更又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 9 条 (解約)

本サービスを解約する場合、当社が別途定める方法で届け出てください。

2 解約の場合、すでに受領した料金などの払い戻しには応じられません。

第 10 条 (最低利用期間と違約金)

本サービスは、当社が別途定める最低利用期間があります。最低利用期間内において本サービスの解約をする場合、当社の別途定める条件のもと違約金を請求いたします。

第 11 条 (NTT 東日本又は NTT 西日本との関係)

当社は、NTT 東日本又は NTT 西日本が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」に準拠して、本サービスにかかる自らの IP 約款及び料金を定めるものとします。

2 本サービス利用期間中において、会員は別途当社が指定する NTT 東日本又は NTT 西日本が提供するフレッツ光サービスの付加サービスをご利用いただけます。詳細については 別途当社が定めるものとします。

3 本サービスの利用料金、サービス内容、FTTH 回線等に関する各種問い合わせについては 当社が受け付けるものとします。なお、FTTH 回線に関する故障について、作業員 (NTT 東日本又は NTT 西日本から委託を受けた者) が必要に応じて会員宅を訪問し、故障修理を実施する必要があることを、会員は予め承諾するものとします。

4 NTT 東日本又は NTT 西日本の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、又は当社に対する本サービスにかかる卸電気通信役務の提供上必要がある場合に、NTT 東日本又は NTT 西日本が会員に

対して直接連絡する必要があることを会員は予め承諾するものとします。

5 会員は、本条各項に定める場合に限らず、本サービスを提供するために必要な範囲で、当社が、NTT 東日本又は NTT 西日本の設備等を利用し、又は NTT 東日本又は NTT 西日本による直接の対応が発生する場
合があることを予め承諾するものとします。

第 12 条 (会員情報の取り扱い)

会員は、本サービスを提供する目的で当社と NTT 東日本又は NTT 西日本との間で会員に関する情報を相互に通知することを、承諾していただきます。

第 13 条 (本規約の発効)

本規約は、会員に対して当社が本サービスの利用を承認した時点から効力を生じるものといたします。

附則：この規約は 2015 年 8 月 1 日から実施します。